様式第３号（第７条関係）

誓 　　約 　　書

飲食店向け新しい生活様式対応支援補助金交付申請を行うにあたり、次の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、長崎県警察本部に照会することについて承諾します。

※ チェック欄（誓約の場合、□ にチェックを入れてください。）

　申請要件を全て満たしています。

　申請書類に記載された内容に虚偽が判明した場合は、補助金の返還に応じるとともに、加算金の支払いに応じます。

　本事業において取得した財産の処分等について、飲食店向け新しい生活様式対応支援補助金実施要綱第16条に従うことを承諾します。

　本事業で補助対象としている経費については、国その他の補助事業の対象にしていません。

　長崎県から検査・報告・是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。

　業種にかかる営業に必要な許可等をすべて有しています。

　次のいずれにも該当しておりません。

(1)　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）

(2)　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

(3)　暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者その他知事が認めるもの

長崎県知事 様

年　　月　　日

（申請者）〒

　　　　　住所

　　　　　名称

　　　　　役職

　　　　　氏名　　　　　　　　　　　印

（参考）

飲食店向け新しい生活様式対応支援補助金実施要綱（抜粋）

（財産の処分の制限）

第16条　補助事業者は、取得財産等のうち１件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の財産について、次の各号に定める期間内に補助金の交付目的に反して使用し、他の者に貸し付け、若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、又は債務の担保に供しようとする（以下「取得財産等の処分」という。）ときは、規則第20条の規定に基づき、あらかじめ取得財産等の処分承認申請書（様式第22号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。この場合において、知事は、当該取得財産等が次の各号に定める期間を経過している場合を除き、補助事業者が取得財産等の処分をすることにより収入があるときは、その収入の全部又は一部を納付させることができる。

（１）減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間

（２）大蔵省令に定めのない財産については、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定める件（昭和53年通商産業省告示第360号）に定められている耐用年数に相当する期間

（大蔵省令）

　別表第一　機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数表（抜粋）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 種  類 | 構造又  は用途 | 細目 | 耐用  年数 |
| 機器及び備品 | １家具、電気機器、ガス機器及び家庭用品（他の項に掲げるものを除く。） | 冷房用又は暖房用機器 | **６年** |
| その他のもの  　主として金属製のもの  　その他のもの | **１５年**  **８年** |